

庁内連携システムを使用して移転する場合の移転先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑤対象となる本人の範囲
1	障がい福祉課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
2	子ども総務課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
3	健康管理課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
4	障がい福祉課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
5	保護第一課 保護第二課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
6	住宅整備課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
7	学事課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
8	国保年金課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
9	障がい福祉課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

番号	提供先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑤対象となる本人の範囲
10	防災安全対策課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による罹災証明書等の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務政令で定められた用途	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による罹災証明書等の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務政令で定められた範囲に該当する者
11	子ども総務課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
12	長寿福祉課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
13	子ども総務課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
14	子ども総務課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
15	障がい福祉課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
16	障がい福祉課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
17	子ども健康課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
18	子ども総務課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

番号	提供先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑤対象となる本人の範囲
19	後期高齢医療課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
20	福祉総務課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
21	介護保険課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
22	障がい福祉課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める範囲に該当する者
23	施設指導室	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者